

## これでいいのか！ 勤務指定問題は全体の問題だ！ 混乱するのは現場だけ！

1 1月分遺失物勤務における二名の3科社員に対しての10番業務の勤務指定問題であるが、会社は勤務発表日の直前に本人たちに一応は打診し、了承されていることを今回の勤務指定のよりどころにしているようだ。

会社は本当に10番の仕事の内容を理解した上で彼らに説明をしたのであろうか？10番の就労を指定するのなら、10番が主に行う入力作業や消しこみ作業の正規の見習いをなぜ入れようとならないのか？ここ数日、作業指示が慌しく行われているが、その作業が2番や8Bに関係のあるカウンターや電話が中心なのはなぜなのか？

現在まで産業医による就労制限指示があって日勤2の勤務指定だったと聞いているが、遅番に就労出来ない者が他に大勢いる中、いつ制限が解除になって勤務種別が日勤である「日勤2」から、変形4D形の準夜勤「10番」に就労が可能になったのか？皆さん疑問に思いませんか？